

介護等体験に係る事務取扱事項について（令和7年度後期10月～3月）

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護等体験の実施に当たっては、京都府介護等体験実施要項及び京都府介護等体験実施に係る取扱要領並びに下記の事項により事務を進めていただくようお願いします。

御不明な点は本会（京都府福祉人材・研修センターTEL：075-252-6297）までお問い合わせください。

1. 提出書類について 前期：令和7年6月30日（月）締切

（1）受入計画について

学生受入れが可能な場合、専用フォームから期日までに必要事項を記入いただきますようお願いいたします。受入可能な週に受入可能人数を御記入ください。なお、介護等体験は5日間必要です。各週コードが基本になりますが、貴施設の状況により、祝祭日等受け入れできない日がある場合は備考欄に御記入いただきますようお願いいたします。

【受入計画専用フォーム】 施設ごとにメールにて個別案内いたします

（2）「施設概要票」について

学生への施設情報の事前連絡には「施設概要票」（説明資料参照）を使用しています。記載内容は本会のホームページにて施設情報として公開（大学に公開し、学生には各大学から通知）しますので、公開不可の情報については「施設概要票」には記載せず、該当する大学若しくは学生に別途御連絡をお願いします。

2. 介護等体験終了後の報告・請求について 前期：令和8年4月6日（月）提出締め切り予定

体験終了後に「介護等体験終了報告書」と、学生に交付した「証明書の写し」（「4. 体験終了証明書の発行について」参照）及び「請求書」を必ず添付して本会まで請求を行ってください。

詳細につきましては、受入決定通知の際に送付いたします。

3. 学生の受入調整について

（1）学生受入れの決定通知について 令和7年7月31日（木）頃までに通知予定

学生の受入調整結果は、「受入計画書」の御提出をいただいたすべての施設に通知いたします。

（2）介護等体験の必須体験時間数について

法令では合計7日間の体験が原則（社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間）となっており、満たすべき必須時間数の指定はありません。そのため、1日の時間帯及び時間数は受入先の定めるところとしますが、概ね1日当たり5～6時間を目安に御予定ください。

感染症のまん延や自然災害等によって十分な実施時間が確保できない場合、1日当たり必要最低限の時間で実施することを認めます。

（3）体験前の学生との連絡調整について

本会からの決定通知送付後、施設と学生が個別調整を開始する際は、**原則学生側から施設の体験担当者へ電話・メール等で連絡することから始めるよう指導しております。**「施設概要票更新用紙」設問17に望ましい連絡のタイミングや方法を記載いただきますようお願いいたします。

その他、事情により事前に体験学生へ個別に伝えたいことがある場合は、直接学生へ連絡するのではなく、大学担当者を通して御連絡いただきますようお願いいたします。

(4) 調整後の期日変更、再調整等について

大学、学生若しくは貴施設において、やむを得ない事情により再調整等の必要が生じた場合は、大学（学生）と個別に調整いただき、その結果を大学と共有いただくとともに、「介護等体験日程変更連絡票」に記載いただき、専用フォームから本会へ提出願います。

【日程変更連絡票提出専用フォーム】 <https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/4a>

4. 体験終了証明書の発行について

学生の教員免許申請に必要な書類ですので、必要事項を漏れなく御記入の上、必ず公印を押印いただきますようお願いいたします。

※終了証明書「体験の概要」欄については、事務処理の都合上、高齢者・（知的・身体）障害者・児童などの区分及び「利用者の介護等」の記載をお願いいたします。

※終了証明書の写しは経費請求時に必要ですので、必ず写しをお取りください。

5. 事業実施に関する費用

介護等体験費用として、1人1日当たり 1,100円／1日×5日＝5,500円をお支払いします。

※5日間満了せず途中でキャンセルがあった場合は、実施日数×1,100円をお支払いします。

6. その他

(1) 他の資格との関連について

下記の文部省（当時）通達により、他の資格取得に際して介護実習等及びボランティア活動は、介護等の体験に算入できることになっています。したがって、大学から他の資格取得のための介護実習等をもって介護等体験を終了したものとして証明書を発行してほしい旨の依頼があった場合、証明書を発行することができます。

ただし、実習期間が過去の年度のものである、実習の内容がそぐわない等、個別に判断を要する場合もありますので、大学からの依頼があった場合は、本会まで御相談いただきますようお願いいたします。

(参考)

「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員免許法の特例に関する法律の施行について」（通達）「平成9年11月26日 文教教第230号」

3 留意事項

(1) 介護等の体験内容等について

①「～受入施設において行われた他の施設の資格取得に際しての介護実習等は、介護等の体験として、介護等の体験期間に算出し得ること。」

(2) 学生の健康診断書及び誓約書について

健康診断書は、「健康診断書の提出が必要」と施設概要に記載された施設に対してのみ各大学から送付されます。提出が必要な場合は必ず施設概要13に明記ください。大学によっては体験当日に学生自身が持参する場合があります。なお、保菌検査等の提出を求める場合や検査項目及び有効期限・提出期限等指定がある場合、体験当日に抗体検査を行う場合等は、必ず施設情報票に記載をお願いいたします。

また、施設独自の誓約書様式での提出を希望される場合は、事前に本会までお申し出ください。

(3) 食費等の必要経費について

学生から直接お受け取りください。

(4) 体験中の事故等について

職員が同席するなど学生と利用者双方に事故がないよう、安全には十分留意してください。

万が一、体験中に事故等が生じた場合は、直ちに本会及び大学にお知らせください。